

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日、翌日、
翌日、翌日
の翌日)

目 次

◇告 示 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

鳥取県収納代理金融機関の指定(〃)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正

告 示

鳥取県告示第五百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から送付を受けた次の都市計画の決定に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供する。

平成六年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画ごみ処理場 一号 東部広域環境クリーンセンター

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取市伏野字深谷、字行部谷、字小円道、字西名取、字西名取ノ一、字東名取、字東名取ノ一及び字西尾上ノ一

鳥取県告示第五百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供する。

平成六年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・五・十二号富安大路線及び三・五・十六号ニュータウン南

住区幹線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・五・十二号富安大路線

変更する部分

鳥取市西大路字土居並びに雲山字横屋田及び字隠里

2 三・五・十六号ニュータウン南住区幹線

変更する部分

鳥取市若葉台南七丁目

鳥取県告示第五百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年二月二日 鳥取県指令受鳥土維第七百七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町南一丁目七八七

有限会社カレックス

代表取締役 森下政義

鳥取県告示第五百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・五・十三号錦海町中央線（変更前祇園団地環状線）

三 施行期間

平成六年三月八日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 平成六年三月八日鳥取県告示第百九十六号の事業地のうち米子市錦

海町二丁目及び陰田町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成六年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の展覧会に係る出品料の収納事務

展覧会名	期 日	会 場
鳥取県美術展覧会	平成六年 九月 十一日から 同月 二十日まで	鳥取県立博物館
	平成六年 十月 二十二日から 同月 二十六日まで	倉吉歴史民俗資料館
	平成六年 十月 三十日から 十一月 三日まで	米子市美術館

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 小谷 修

主 任 橋 本 節 子

主 事 片 山 諒 一

三 委任期間

平成六年九月四日から同月七日まで

鳥取県告示第五百七十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八号第四項の規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第十項の規定により告示する。

平成六年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名 称

鳥取西部農業協同組合

二 指定年月日

平成六年八月一日

鳥取県告示第五百七十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、平成六年八月一日から施行する。

平成六年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表米子市農業協同組合の項から溝口町農業協同組合の項までを次のように改める。

鳥取西部農業協同組合		
本 所	米子市東福原一丁目	株式会社山陰合同銀行 米子支店
中央支所	米子市角盤町三丁目	
福生支所	米子市上福原	
車尾支所	米子市車尾	
彦名支所	米子市彦名町	
崎津支所	米子市大崎	
大篠津支所	米子市大篠津町	
和田支所	米子市和田町	
富益支所	米子市富益町	
夜見支所	米子市夜見町	
成美支所	米子市石井	
尚徳支所	米子市榎原	
五千石支所	米子市八幡	
巖 支 所	米子市蚊屋	
春日支所	米子市上新印	
西 支 所	米子市西三柳	
金融東支所	米子市西三柳	
伯仙支所	米子市福万	株式会社山陰合同銀行 日野橋支店
大高支所	米子市尾高	
境港市支所	境港市渡町	株式会社山陰合同銀行 境港支店
外江支所	境港市外江町	
上道支所	境港市上道町	
余子支所	境港市竹内町	
西伯町支所	西伯郡西伯町	株式会社山陰合同銀行 西伯支店
阿賀支所	西伯郡西伯町 大字阿賀	

名和支所 名和町支所 西伯郡名和町 大字名和	大山支所 高麗支所 西伯郡大山町 上方 西伯郡大山町 佐摩	大山町支所 西伯郡大山町 国信 西伯郡大山町 上	大和支所 西伯郡淀江町 大字佐陀	淀江町支所 西伯郡淀江町 大字淀江	日吉津村支所 西伯郡日吉津村 大字日吉津	幡郷支所 西伯郡岸本町 久古 西伯郡岸本町 大殿	八郷支所 西伯郡岸本町 吉長	岸本町支所 西伯郡岸本町	賀野支所 西伯郡会見町 天万 西伯郡会見町 市山	会見町支所 西伯郡会見町	ニユータウ 支所 西伯郡西伯町 大字東町	東長田支所 西伯郡西伯町 大字中	上長田支所 西伯郡西伯町 大字上中谷
株式会社山陰合同銀行 名和支店	株式会社山陰合同銀行 大山支店	株式会社山陰合同銀行	株式会社山陰合同銀行 淀江支店	株式会社山陰合同銀行 日野橋支店	株式会社山陰合同銀行 岸本支店	株式会社山陰合同銀行	株式会社山陰合同銀行	株式会社山陰合同銀行 米子支店	株式会社山陰合同銀行	株式会社山陰合同銀行	株式会社山陰合同銀行	株式会社山陰合同銀行	株式会社山陰合同銀行
神奈川支所 江府町支所 日野郡江府町 大字江尾 日野郡江府町 大字武庫	黒坂支所 日野郡日野町 根雨 日野郡日野町 黒坂	多里支所 阿毘縁支所 上石見 日野郡日南町 阿毘縁 日野郡日南町 湯河	石見支所 日野郡日南町 上石見	福栄支所 日野郡日南町 福塚	日野上支所 日野郡日南町 矢戸	山上支所 日野郡日南町 茶屋	大宮支所 日野郡日南町 印賀	日南町支所 日野郡日南町 生山	上中山支所 西伯郡中山町 八重	逢坂支所 西伯郡中山町 下市	中山町支所 西伯郡中山町 下甲	庄内支所 西伯郡名和町 大字富長	光徳支所 西伯郡名和町 大字豊成
株式会社山陰合同銀行 江府支店	株式会社山陰合同銀行 根雨支店				株式会社山陰合同銀行 生山支店			株式会社山陰合同銀行 赤碕支店					

中浜農業協 同組合	米沢支所 俣野支所	日野郡江府町 大字宮市 日野郡江府町 大字俣野	
本 所	溝口町支所 二部支所 日光支所	日野郡溝口町 溝口 日野郡溝口町 二部 日野郡溝口町 大滝	株式会社山陰合同銀行 溝口支店
町	境港市財ノ木		株式会社山陰合同銀行 大篠津支店

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成六年七月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一の表医療法人厚生会老人保健施設あわしまの項の次に次のように加える。

医療法人同愛会老人保健施設やわらぎ

米子市西福原一五〇九